



7 施指第 11 号

平成 7 年 2 月 23 日

関係各国立学校長
国立民族学博物館長
大阪府教育委員会教育長
兵庫県教育委員会教育長 殿
大阪府知事
兵庫県知事

文部省大臣官房文教施設部指導課長

原 山 明 宗

阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係る
アスベスト飛散防止対策について（通知）

アスベスト対策については、かねてから御協力いただいているところですが、今回の震災に伴う建築物の解体・撤去作業により、アスベストの大気汚染が懸念されております。

このたび、関係省庁からなる「石綿対策関係省庁連絡会議」において、アスベスト飛散防止対策について別紙のとおり申合せを行いました。

については、貴職におかれましても関係者に対し周知徹底を図るなど、アスベストによる大気汚染の防止に一層万全を期されるようお願いいたします。

なお、教育委員会及び知事部局におかれては、管下の関係市町村教育委員会または関係私立学校設置者に対し周知徹底を図られるようお願いいたします。

阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策について

平成7年2月23日

石綿対策関係省庁連絡会議

阪神・淡路大震災に伴い損壊した建築物の解体・撤去に際しての吹付けアスベスト飛散防止対策について、関係各省庁は連携・協力して次のとおり取り組んでいくこととする。

I 吹付けアスベスト使用建築物の解体・撤去に際しての飛散防止対策等は次のとおりとする

1 建築物の解体・撤去に係る吹付けアスベスト飛散防止対策

(1) 吹付けアスベスト使用建築物

ア 立入が可能で吹付けアスベストを事前に除去することが可能な建築物
建築物の解体・撤去に当たっては「建築物の改修・解体に伴うアスベストによる大気汚染の防止について（環境庁通知（昭和62年10月26日付））」、「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針（建設省監修日本建築センター昭和63年）」及び「建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへのばく露防止のためのマニュアル（建設業労働災害防止協会）」に基づき、事前に吹付けアスベストを除去する等飛散防止対策を実施する。

イ 損壊が著しく立入り禁止となっている等、吹付けアスベストを事前に除去できない建築物

建築物の解体・撤去に当たっては、次によることを原則とし、状況に応じ、適切な飛散防止対策を施す。

① 除去が可能な吹付けアスベストについては除去するか、又は、薬液散布による固化に努める。

② 解体・撤去に当たっては、クリッパー等による解体・撤去部位において薬液の散布又は散水を実施し、吹付けアスベストの飛散を防止する。

(2) 吹付けアスベスト使用の有無が確認できない建築物

吹付けアスベスト使用のおそれがある建築物の解体・撤去に当たっては、上記(1)のイ(ただしイ中のうち①を除く。)によることとし、吹付けアスベストの使用が確認された場合は、上記(1)により行う。

(3) 全壊した吹付けアスベスト使用建築物

- ① 吹付けアスベストの飛散のおそれがある場合には、直ちに、当該部分をシートにより囲い込みする。
- ② 除去できる吹付けアスベストについては、できる限り除去する。
- ③ 解体・撤去に当たっては、撤去部位において薬液の散布又は散水を実施し、吹付けアスベストの飛散を防止する。

2 吹付けアスベスト廃棄物の処理

除去した吹付けアスベストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理する。

なお、これ以外の廃棄物の処理に際しても処分に当たり覆土を行うなど適切な飛散防止対策を講じる。

3 労働者の暴露防止対策

次のような対策を講じることにより、吹付けアスベストが使用されている建築物の解体・撤去の作業に従事する労働者のアスベストへの暴露を防止する。

- ① 作業に従事する労働者に防じんマスクを着用させる。
- ② 労働者の使用する作業衣等は、アスベストが付着しにくく、かつ、付着したアスベストを容易に除去できるものを選定する。
- ③ アスベスト粉じんによる汚染された労働者の身体等の清潔の保持に努める。

II 関係省庁は、密接に連携を図り、次のとおり I に掲げる吹付けアスベスト飛散防止対策等の効果的かつ円滑な推進を図る。

- 1 関係省庁は、自ら管理する建築物について I に掲げる吹付けアスベスト飛散防止対策等を推進するほか、関係事業者等による飛散防止対策等が積極的に実施されるよう、関係団体等に対する指導をはじめ、飛散防止対策等の周知徹底、情報提供等必要な支援措置を講ずる。

2 吹付けアスベスト使用建築物の実態把握

アスベストに係る専門家等の協力により、解体・撤去が必要であると考えられる建築物の点検を実施すること等により、吹付けアスベスト使用建築物を早急に把握するよう努める。

3 吹付けアスベスト使用建築物の解体・撤去工事の確認

次に掲げる方法その他の適切な方法により、吹付けアスベスト使用建築物の解体・撤去工事を確認する。

- (1) 騒音規制法又は振動規制法に基づく特定建設作業の届出の受理の機会を活用しての確認。
- (2) 労働安全衛生法に基づくアスベストの除去作業届出（平成7年6月1日以降）の受理による確認。

4 環境モニタリング

アスベストによる大気汚染の未然防止に資するよう、一般環境大気中のアスベスト環境濃度及び解体・撤去工事周辺地域におけるアスベストの大気環境濃度について調査する。

5 相談窓口の開設

上記の飛散防止対策の徹底について市民及び解体・撤去関係者の理解と協力を求めることを目的として、関係地方公共団体等の協力を得て、相談窓口を開設する。

6 1から5に掲げる対策の推進のため、地元地方公共団体との連携強化を図る。このため、地方公共団体の円滑な取り組みに対し、必要な情報の提供、対策の実施に当たっての条件整備等支援措置を講ずる。

7 対策の実施状況等を踏まえ必要に応じ対策の推進方策について検討・見直しを行うこととする。

(参考) 石綿対策関係省庁連絡会議構成メンバー

防衛施設庁施設部施設対策第二課長

文部省文教施設部指導課長

通商産業省環境立地局環境指導課長

通商産業省生活産業局窯業建材課長

運輸省運輸政策局環境・海洋課長

建設省官庁営繕部監督課保全指導室長

建設省建設経済局調整課環境調整官

建設省住宅局建築指導課建築物防災対策室長

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長

労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課長

環境庁大気保全局企画課長

環境庁大気保全局大気規制課長

以上 8 省庁 1 2 課室